令和６年（ワ）第７００６４号 特許権侵害差止等請求事件判決評釈

Felo AI

概要

2025 年 12 月 17 日、東京地方裁判所は、大日本除蟲菊株式会社（以下、キンチョー）がアース製薬株式会社を特許権侵害で訴えた「蚊類防除用エアゾール」に関する事件（令和 6 年（ワ）第 70064 号）において、キンチョーの請求を全面的に棄却する判決を下しました [46] [59] 。本判決の核心は、侵害の有無を判断する以前に、そもそもキンチョーが保有する特許（特許第 7026270 号）の請求項記載が、特許法第 36 条 6 項 2 号の「明確性要件」を欠いており無効にされるべきものであると判断し、特許法第 104 条の 3 に基づき権利行使を認めなかった点にあります [47] [48] [53] 。

特許庁の審査を経て登録された特許が、侵害訴訟の段階で裁判所によって明確性要件違反と判断されるのは極めて異例です [13] [51]。特に、発明の核心部分である「付着性粒子」という機能的な記載について、その意味内容を特定するための試験方法や定義が明細書に不十分であると指摘されたことは、今後の特許実務、とりわけ化学・製剤分野における明細書作成に大きな影響を与えるものとみられます [5] [48] [50]。キンチョーは判決を不服として控訴する方針を示しており、今後の知的財産高等裁判所での判断が法曹界および産業界から大きな注目を集めています [41] [64] [69]。

詳細報告

事件の背景と概要

「KINCHO」ブランドで知られるキンチョーは 2024 年 3 月 1 日、同社が保有する「蚊類防除用エアゾール」に関する特許第 7026270 号をアース製薬の製品「おすだけノーマット スプレータイプ」などが侵害しているとして、東京地裁に提訴しました [13] [20] [55]。請求内容は、対象製品の製造販売等の差止めと、約 17 億円の損害賠償金の一部である 1 億円の支払いでした [46] [52]。

本件で争われた特許は、蚊が壁や天井に長時間止まる習性を利用し、薬剤粒子を壁などに付着させて「待ち伏せ効果」で駆除するという画期的な技術に関するものです [20] [52]。これにより、空間に浮遊する薬剤の量を低減させ、人体やペットへの安全性を高めることも目的としていました [13] [52]。

争点となった特許発明と「付着性粒子」

本件特許発明の核心は、噴射された薬剤粒子の一部が「付着性粒子」として壁や床などの露出部に付着し、効果を持続させる点にあります 53 。特許請求の範囲請求項 1 には、この点が以下のように記載されています。

構成要件 1F: 前記エアゾール原液は、前記噴射口から、少なくとも一部が処理空間内における蚊類が止まる露出部に付着する**付着性粒子**として噴射され、46

この「付着性粒子」が具体的に何を指すのか、その技術的範囲が明確かどうかが、本訴訟における最大の争点となりました 47 48 。

東京地裁判決（令和 7 年 12 月 17 日）の論理構成

東京地裁（高橋裁判長）は、アース製薬が主張した特許無効の抗弁（特許法 104 条の 3）を認め、キンチョーの請求を棄却しました 46 52 。その判断は、以下の論理に基づいています。

1. **「付着性粒子」の解釈**: 裁判所は、特許請求の範囲と明細書の記載を総合的に考慮し、「付着性粒子」とは「処理空間内の露出部に付着し、**時間が経過しても付着した状態を維持し**、露出部に止まる蚊を駆除・防除する粒子」であると解釈しました 46 47 48 。
2. **「付着の程度」の明確性の要求**: このように解釈する以上、「時間が経過しても付着した状態を維持」といえるための「**付着の程度**」が客観的に明らかである必要があると判示しました 47 48 50 。
3. **明細書の記載不備の指摘**: しかし、本件特許の明細書には、この「付着の程度」を確認するための具体的な**試験方法や測定方法が記載されておらず**、また特定の測定方法が当時の技術常識であったとも認められないと指摘しました 46 47 53 。明細書に記載されている好ましい付着量（例：1 ㎡当たり 0.01～0.4mg）も、その測定方法が不明であるため、付着の程度を具体的に認識できないとしました 46 。
4. **実施例の不十分さ**: 明細書に記載されている実施例（気中残存率試験、ノックダウン時間測定試験）についても、観察された防除効果が「壁に付着した粒子によるもの」なのか、「壁から再揮散した薬剤によるもの」なのかを区別できず、「時間が経過しても付着した状態を維持」することを実証するものとはいえないと判断しました 46 47 48 。
5. **結論**: 以上の理由から、当業者は「付着性粒子」の意味内容を理解することができず、特許請求の範囲の記載は「第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確である」と結論づけ、明確性要件（特許法 36 条 6 項 2 号）違反により、本件特許は無効にされるべきものと判断しました 46 47 48 。

判決の評釈と実務への示唆

本判決は、特許実務において重要な示唆を複数含んでいます。

- **機能的クレームのリスク**: 「付着性」のような機能や性質によって発明を特定する、いわゆる「機能的クレーム」は、権利範囲を広く確保できる可能性がある一方で、その定義が不明確であると判断されるリスクを内包しています。本判決は、そのリスクが顕在化した典型例と言えます [5] [48]。
- **明細書作成の重要性**: 発明の技術的思想自体が優れていても、それを支える明細書の記載、特にクレーム中の用語の定義、それを客観的に確認するための試験・測定方法、そしてその結果を示す実施例が不十分であれば、権利行使の段階で特許が無効と判断されうることを示しました。明細書作成の厳格さが改めて浮き彫りになりました [48] [53]。
- **訴訟戦略への影響**: 専門家の中には、原告であるキンチョー自身が権利範囲を主張する中で「時間が経過しても付着した状態を維持する」と限定的に解釈したことが、かえって裁判所にその「程度」の明確性を厳しく問われる結果を招いたのではないか、との分析もあります [51] [70]。

法曹界および専門家の反応

本判決は、法曹界、特に知財専門家の間で大きな反響を呼びました。

法律事務所・専門メディア	反応・コメントの要旨
西村あさひ法律事務所	明確性要件の判断枠組みは従来の裁判例を踏襲したものとしつつ、一義的な特定に疑義が生じ得る技術的記載については、明細書中にその特定方法を明示することの重要性を指摘 [50]。
弁理士法人創英	クレームに直接記載がなくとも、機能・性質で表した発明特定事項の意味内容が不明確と判断された点に注目。明細書でその程度を明らかにする結果や試験方法の記載の必要性を示唆していると分析 [5] [48]。
知財タイムズ（弁理士監修）	特許庁と裁判所で判断が異なったのではなく、特許権者が権利範囲を限定的に解釈したことで、裁判所がその限定された解釈の中で厳密な明確性を求めた結果ではないかと考察

法律事務所・専門メディア	反応・コメントの要旨
	51 70 。
ブログ「理系弁護士の何でもノート２．５」	「これで無効になったら堪らんなあ〜って言う人が多いのではないか」と述べ、多くの実務家にとって非常に厳しい判断であるとの所感を表明 52 73 。
note（弁理士 奥田百子氏）	「測定方法の記載なし」という理由で権利行使が阻まれたとし、どの会社が測定しても同じ結果が得られる統一された測定方法まで記載する必要があったという、明細書記載の厳格さを物語る事件だと解説 53 。

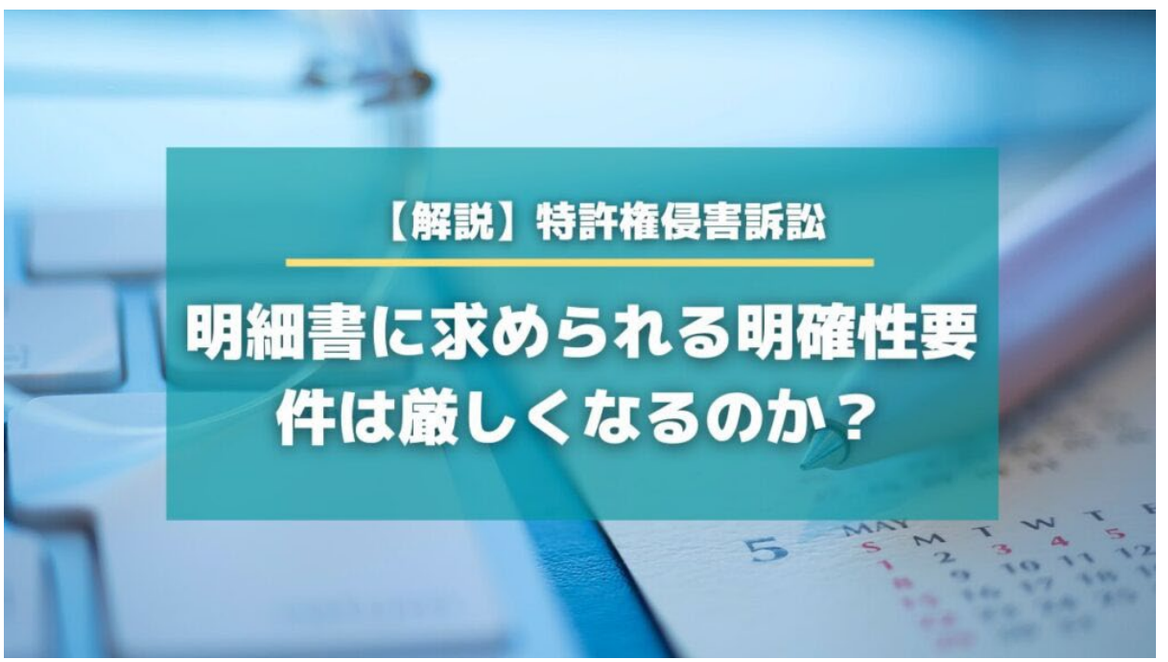

総じて、専門家の間では、本判決が今後の明細書作成実務、特に機能的クレームのドラフティングに与える影響は大きいと受け止められており、より一層の慎重さと緻密さが求められるとの見方が大勢を占めています。

当事者の反応と今後の展望

判決に対し、両社の反応は対照的でした。

- **原告（大日本除蟲菊）**：「誠に残念な判決。到底承服できるものではなく、当社の請求は容認されるべきものと考えている」とコメントし、知的財産高等裁判所に控訴する意向を明確に示しました 41 69 68 。
- **被告（アース製薬）**：「当社の正当性が認められ、公正な判断がなされたものと受け止めている」との声明を発表しました 41 69 。

事件の舞台は知財高裁へと移ります 54 70 。高裁が地裁の「明確性要件違反」という判断を維持するのか、それとも覆して侵害の有無に関する実体判断に踏み込むのか。その結論は、本件の当事者のみならず、日本の知財戦略や企業の研究開発・出願戦略全体にも影響を及ぼす可能性があり、引き続きその動向が注視されます。

1. 第 219 回国会 法務委員会 第 7 号（令和 7 年 12 月 11 日（木曜日））
2. 大法院、「特許審判」任意の手続きへ転換検討中
3. レイプ神話レベルの「経験則」が染み付いた法曹界。裁判官や ...
4. 何でも法律塾 バックナンバー一覧
5. 特許 令和 6 年（ワ）第 70064 号「蚊類防除用エアゾール
6. コメント配信システム事件（令和 4 年（ネ）第 10046 号 特許権侵害 ...
7. 裁判官も逃れられない？ 法曹界で注目の「認知バイアス」
8. ニュースの専門家コメントは本当に必要か？ — note
9. Westlaw Japan （日本法情報）
10. 第 177 号 特許法 102 条 2 項（侵害者利益の推定）における ...
11. レイプ神話レベルの「経験則」が染み付いた法曹界。裁判官や ...
12. 判例タイムズ 発売日・バックナンバー
13. 明細書に求められる明確性要件は厳しくなるのか？殺虫 ...
14. 動画配信システムにおけるサーバが日本国外に設置されていた ...
15. 裁判員の経験者の声をお知らせします
16. JP yahoo ニュースのコメント投稿者はほとんどが極右ですか? — Reddit
17. Rain Saishin
18. 内乱裁判で一審無期懲役 被告人・尹錫悦が控訴「事実認定の ...
19. 夫婦別姓
20. 大日本除虫菊、アース製薬を提訴 蚊防除剤の特許侵害で
21. 第 354 号 国外のサーバから送信され国内で受信される行為に ...
22. 司法制度改革審議会第 4 回公聴会（東京）議事次第
23. 「実在しない専門家のコメント」メディアに氾濫、指摘受け相次ぎ ...
24. 検察の政界捜査に影響力 法相に与えられた指揮権の意味とは

25. 及び蚊類防除方法」に関する特許が明確性を欠くと判断した ...
26. 令和 5（受）2028 特許権侵害差止等請求事件
27. 【声明】乳腺外科医裁判「遅すぎる」無罪判決確定
28. サイトの「コメント欄」嫌う人に知ってほしい真実 社会に与える影響 ...
29. 今や韓国は「権力とカネがあれば」裁判の時間稼ぎが可能に ...
30. 及び蚊類防除方法」に関する特許が明確性を欠くと判断した ...
31. 【裁判例】知財高裁令和 2 年（ネ）第 10068 号 特許権侵害行為差 ...
32. 生成 AI に対するクリエイター団体・企業などの反応・対応
33. 法曹増でも裁判官不足の怪 見合わぬ待遇、弁護士に流出
34. 蚊とりスプレー訴訟、そもそも特許が「不明確」 東京地裁が判断
35. 特許権侵害差止等請求控訴事件 ― SOFTIC
36. NewsPicks、公式コメンテーター「プロピッカー」50 名が新たに就任
37. 変わる「司法界の社交場」 朝ドラがきっかけ、開かれた場へ模索
38. 東京地裁令和 6（ワ）70064 号（令和 7 年 12 月 17 日判決）
39. 令和 5 年（受）第 2028 号「コメント配信システム」事件 ｜ 判例研究
40. 韓国法曹界の反応「妥当な判決」「特別検察官の主張そのまま」 ...
41. 蚊防除スプレー、東京地裁 ― 大日本除虫菊の特許侵害請求棄却
42. 平成 31 年（ネ）第 10003 号 特許権侵害差止等請求控訴事件 ...
43. 米最高裁判事が「Claude」の分析力を称賛――法曹界に広がる ...
44. 大日本除虫菊の特許侵害請求棄却 蚊防除スプレー、東京地裁
45. 【解説】性犯罪被害者を苦しめる「二次加害」 改正刑法施行後も ...
46. hanrei－pdf－95290.pdf
47. 特許　令和 6 年（ワ）第 70064 号＜br /＞「蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法」＜br /＞（東京地方裁判所令和 7 年 12 月 17 日）
48. 特許　令和６年（ワ）第７００６４号「蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法」（東京地方裁判所　令和７年１２月１７日）　― 弁理士法人創英
49. 「蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法」に関する特許が明確性を欠くと判断した事例（東京地方裁判所令和 7 年 12 月 17 日判決） ｜ N&A ニューズレター ｜ ナレッジ ｜ 西村あさひ
50. intellectual__property__260210__ja.pdf
51. 明細書に求められる明確性要件は厳しくなるのか？殺虫スプレーの特許権侵害訴訟について解説します【知財タイムズ】
52. 東京地裁令和 6（ワ）70064 号（令和 7 年 12 月 17 日判決）：理系弁護士の何でもノート２．５

53. 大日本除虫が蚊スプレー特許権侵害でアース製薬したが敗訴｜翻訳会社 インターブックス
54. 明細書に求められる明確性要件は厳しくなるのか？殺虫 ...
55. 蚊を撃退するスプレーで特許権侵害訴訟！「キンチョー」が ...
56. 特許 令和 6 年（ワ）第 70064 号「蚊類防除用エアゾール
57. 特許 令和 6 年（ワ）第 70064 号「蚊類防除用エアゾール
58. アース製薬を訴えた金鳥の特許権について － Yahoo！ニュース
59. 蚊の駆除スプレー訴訟 東京地裁 特許侵害認めず訴え退ける
60. 及び蚊類防除方法」に関する特許が明確性を欠くと判断した ...
61. 東京地裁令和 6（ワ）70064 号（令和 7 年 12 月 17 日判決）
62. 珠屋 令和 7 年（行ケ）第 10010 号
63. アース製薬など特許無効で権利行使できなかった判決の ...
64. 蚊とりスプレー訴訟、そもそも特許が「不明確」 東京地裁が判断
65. “蚊の駆除スプレー”特許裁判 東京地裁が侵害の訴え退ける
66. 及び蚊類防除方法」に関する特許が明確性を欠くと判断した ...
67. 蚊取りスプレー「金鳥」の特許無効、アース製薬が勝訴 東京 ...
68. 特許権侵害訴訟に関する判決（勝訴）のお知らせ〔大日本除蟲 ...
69. アース製薬の特許侵害認めず 蚊取りスプレー、「金鳥」敗訴
70. 明細書に求められる明確性要件は厳しくなるのか？殺虫スプレーの特許権侵害訴訟について解説します【知財タイムズ】
71. 特許　令和６年（ワ）第７００６４号「蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法」（東京地方裁判所　令和７年１２月１７日）　－ 弁理士法人創英
72. 「蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法」に関する特許が明確性を欠くと判断した事例（東京地方裁判所令和 7 年 12 月 17 日判決）　｜ N&A ニューズレター ｜ ナレッジ ｜ 西村あさひ
73. 東京地裁令和 6（ワ）70064 号（令和 7 年 12 月 17 日判決）：理系弁護士の何でもノート２．５
74. 大日本除虫が蚊スプレー特許権侵害でアース製薬したが敗訴｜翻訳会社 インターブックス
75. 蚊取りスプレー「金鳥」の特許無効、アース製薬が勝訴　東京地裁判決 － 日本経済新聞
76. アース製薬の特許侵害認めず　蚊取りスプレー、「金鳥」敗訴―「無効にすべきだ」・東京地裁：時事ドットコム
77. “蚊の駆除スプレー”特許裁判 東京地裁が侵害の訴え退ける ｜ NHK ニュース ｜ iptops.com
78. 蚊とりスプレー訴訟、そもそも特許が「不明確」　東京地裁が判断 ｜ 毎日新聞
79. 蚊の駆除スプレー訴訟 東京地裁 特許侵害認めず訴え退ける ｜ NHK ニュース
80. Crawl failed